

大分大学医学部附属病院外来運用委員会細則

令和6年3月27日制定

令和6年医学部附属病院細則第4-13号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、外来の運用、外来と病棟の連携及び地域との連携に関し審議し、必要な対策を行うために設置する、大分大学医学部附属病院外来運用委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項及び対策)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 外来診療に関すること。
- (2) 外来患者の円滑な受診に関すること。
- (3) 外来のアメニティ向上に関すること。
- (4) 外来と病棟の連携に関すること。
- (5) 地域との連携に関すること。
- (6) その他外来の運用に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総合患者支援センター長
- (2) 総合患者支援センター副センター長
- (3) 総合患者支援センター地域連携推進部門長
- (4) 外来医長
- (5) 外来看護師長
- (6) 総合患者支援センター看護師長
- (7) 副薬剤部長
- (8) 医療技術部臨床検査部門技師長
- (9) 医療技術部放射線部門技師長
- (10) 医学・病院事務部医事課長
- (11) 医療ソーシャルワーカー 1人
- (12) 医療情報部長または医療情報部副部長 1人
- (13) その他病院長が必要と認める者

2 前項第11号から第13号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員が、事故等やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。